

地域福祉計画 施策体系(案)

2021/3/29

施策推進の方向	施策	取組方針	説明
I 3つのつながりをつくる	1 地域のつながりをつくる	1-1 気軽に集える場の創設	誰もが気軽に集える場所や機会を創出する
		1-2 地域ネットワークの構築	地域住民や活動団体のつながりをつくる (町会や自治会だけでなく、同じ趣味・目的を持つ関係やSNS等を通じた関係など)
		1-3 身近な相談支援体制の充実	地域に身近な相談体制を構築する (相談窓口は、空きスペース等を活用したサロン、長寿サポートセンター・子ども家庭支援センター等の既存の相談機関、社協分室の開設等を想定)
	2 行政のつながりをつくる	2-1 行政内部の連携強化	庁内各部署の連携を強化し、縦割対応を改善する
		2-2 組織横断的な相談支援体制の構築	制度のはざまの課題や複合的な課題を抱える区民等を包括的に支援するための総合的な相談支援体制を庁内に構築する
	3 地域と行政のつながりをつくる	3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進	協働推進の理念や協働の中心的な取組(中間支援組織の設立等)を記載する
II 誰もが大切にされる社会をつくる	4 人に優しいまちをつくる	4-1 まちのバリアフリー化の推進	ハード面のバリアフリーを進める
	5 一人ひとりの尊厳を守る	5-1 意思決定支援の推進	成年後見制度の利用促進や成年後見制度以外の自己決定支援のあり方を検討する
		5-2 あらゆる暴力の防止	虐待やDV等の権利侵害に対応する
		5-3 自立支援の促進	自立支援のあり方を検討する
	6 災害時の福祉を向上させる	6-1 災害時要支援者対策の推進	災害時要支援者に対する支援のあり方や体制について検討し、対策の推進を図る
	7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる	7-1 誰もが活躍できる場づくり	高齢者や障害者等の就労支援、生涯学習の場の整備等、あらゆる分野への社会参加のあり方を検討する

施策推進の方向	施策	取組方針	説明
Ⅲ 取組の基盤をつくる	8 情報の適切な活用を図る	8-1わかりやすい情報の発信	福祉サービス等のわかりやすい情報発信や誰もが手軽に情報入手できる仕組みを検討する
		8-2関係者間での情報の共有	支援に必要な情報を関係者間で共有(特に要支援者の個人情報等)する仕組みを検討する
		8-3福祉分野におけるICT等の活用	ICT等の活用によるサービス利用にかかる利便性の向上、業務の効率化等を検討する
	9 福祉の質を向上させる	9-1福祉人材の確保・育成	区や事業者、地域の福祉人材の確保と育成を図る(必要に応じて、組織横断的で統合的な人材確保の手法を検討)
		9-2サービスの質の向上	福祉事業者や福祉サービスの質の向上を図る
		9-3積極的な支援の実施	自ら支援を求めることが困難な方に対し支援者が積極的に関わる等、支援のあり方を検討する
	10 啓発活動を推進する	10-1共生社会への意識向上	人権や多様性、地域の支えあいに対する理解促進を図る